

東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

副本部長 松本 龍 様

平成 23 年東北地方太平洋沖地震
及び津波災害に関する要望

平成 23 年 4 月 16 日

岩手県災害対策本部 本部長 達 増 拓 也
岩 手 県 知 事

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする**平成23年東北地方太平洋沖地震**は、マグニチュード9.0と我が国の観測史上類を見ない規模の大地震で、東日本各地に甚大かつ深刻な被害を与えました。

特に本県においては、地震によって発生した大津波が沿岸各地に想像を絶する壊滅的な被害をもたらし、その全容は未だ判明していないところですが、現時点（4月15日現在）で、約3,900人の尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約4,100人と、その状況は筆舌に尽くしがたいものとなっています。

また、家屋の流失、倒壊、焼失等の中、避難を強いられている方々も約44,300人おられる状況であり、県民の不安解消の見通しも立たないところです。

本県では、国、関係市町村及び防災関係機関と緊密な連携を図りながら、全力を挙げて緊急対策に取り組んでいるところですが、今回の大地震災害は、都道府県や市町村において対応できる範囲を大きく超えるものとなっております。

については、国におかれましては、「東北復興院（仮称）」のような一元的かつ総合的な機関を設置して、早急に復旧・復興ビジョンを提示し、既存の枠組みを超える強力な復旧対策、さらには復興対策まで全力を挙げて取り組まれるよう、強く要望いたします。

また、国が前面に立ち、税財政措置や規制緩和、社会資本への重点投資などを盛り込んだ災害復旧対策特別措置法の制定とともに、下記の災害復旧対策等の税財政措置等を主体的に講じられますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 災害復旧事業等に係る地方財政措置等の拡充

本県や県内市町村は、自主財源に乏しく、全国と比較して財政力が低い状況にあるが、今後、災害復旧事業等を実施するに当たり、莫大な財政需要が生じることが見込まれ、財政状況が危機的な状況に陥ることも想定されることから、これまで以上の各種事業に係る国庫補助・負担率の引上げ、地方負担に係る特別の地方債の発行及びその元利償還費に対する交付税措置の充実など、地方財政措置等の拡充を行うこと

2 応急仮設住宅の建設に係る支援等

被災された方々が一刻も早く、安心して生活できるよう、応急仮設住宅の建設に係る全面的な財政措置を講じること。併せて、応急仮設住宅の建設に係る住宅建設資材等を円滑に調達するための体制整備や当該住宅入居者の負担軽減、さらには被災者の一次避難所から宿泊施設等の二次避難所への移送に係る支援を行うこと

3 災害廃棄物（がれき）の早期処理

被災地が広範囲かつ壊滅的な状況であることから、道路や市街地、湾内などがれき等の災害廃棄物の早期処理に向け、災害等廃棄物処理事業補助金について、仮置場の土地購入費及び管理費、自動車・船舶等の処理費用を補助対象とするなどの対象要件の緩和、公共土木施設災害等との一体的運用を含む手続きの簡素化・弾力化、及び補助率の引上げを行うとともに、残りの自治体負担分は全額地方交付税で措置するなど、国の全面的な財政措置を講じること

また、県が市町村の事務を受託した場合の一般廃棄物に係る手続きなど廃棄物処理法の弾力的運用を図ること

4 医療・社会福祉施設等の復旧

甚大かつ大規模な災害に鑑みて、医療施設や社会福祉施設、保健衛生施設等の迅速な災害復旧支援と十分な財政措置を講じること

5 農林水産業への支援

(1) 水産業分野

ア 漁業と流通・加工業の一体的な再建

大津波により甚大な被害を受けた水産業分野では、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な状態となり、水産業を基幹とする沿岸地域の産業および生活基盤が失われたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建に向け、国が総力を挙げ、国家プロジェクトとして取り組むこと

イ 漁業者等の生活補償等

生活の基盤とともに生活手段を失った漁業者等に対し、就労が軌道に乗るまでの緊急雇用制度の拡充や雇用の場が確保されるまでの所得補償を実施するとともに、水産加工業者の事業再開に向

けた資金及び補助制度の充実を図ること

ウ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

生産者の指導母体となる漁協機能を早期に回復するため、漁協事務所、共同利用施設を整備するほか、漁船、漁具等の個人施設についても地域漁業の重要な生産手段として漁業協同組合が一括再整備し、組合員に無償で貸し出し共同利用に供するシステムを構築するなど、漁業協同組合を核とした沿岸漁船漁業、養殖業の円滑な再開を図ること

エ 水産基盤施設等の復旧・復興

水産業の復興に欠かせない漁港などの水産基盤施設については、早急な復旧・復興に向けて、全面的に支援すること

(2) 農業分野

甚大な被害を受けた農業分野では、浸水した農地の排水、がれきや土砂の撤去、除塩対策及び農家の経営支援等、早急な復旧・復興に向けて、既存の制度の枠を超えた強力な支援策を実施すること

(3) 林業分野

木材の大口需要者である合板工場、製紙工場及び製材工場等が大津波により壊滅的な被害を受け、木材の流通が急激に停滞するなど、川上にも大きな影響が出ていることから、これら工場の早期復旧や県産木材の緊急的な流通対策など強力な支援策を実施すること

6 商工業、観光関連産業等の経営支援

被災した工場や商店、旅館・ホテル等の地域産業の早期復旧と事業継続のための大型補助制度の創設など、ハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置を講じること

また、地域経済を活発化し、復興支援を進めるため、自粛ムードの改善や県産品の消費拡大、旅行需要の喚起など、総合的な地域経済復興支援策を講じること

7 緊急雇用対策

休業等により、従業員の雇用維持に努力する事業者を支援する雇用調整助成金等の拡充や、被災された方々の雇用保険の給付日数の延長など、地域の雇用の維持・拡大につながる手厚い支援を行うこと

8 社会インフラの早期復旧と復興支援

道路や港湾等の公共土木施設等の早期復旧に向けて、国庫補助・負担率の引上げや地方負担に係る特別な地方債の発行など、国の全面的な財政措置を講じるとともに、災害復旧事業の対象条件の緩和や事務手続きの簡素化、事業期間の延長等の見直しを行うこと。

被災地の早期復興に向け、三陸縦貫自動車などの三陸沿岸地域を縦貫する道路等の整備を復興事業として位置づけ、早期に全線開通すること

また、壊滅的な被害を受けた第三セクター鉄道である三陸鉄道やJR各線の早期復旧に向けて、強力な支援を講じるとともに、経営基盤が極めて脆弱な三陸鉄道株式会社に対し、手厚い経営支援を行うこと

さらに、被災地域内を運行するバス事業者の維持運営に対する支援等を行うこと

9 文教環境の復旧支援

被災した児童生徒に対し、心を支えるためのスクールカウンセラー派遣や通学手段の確保等への十分な支援、就学援助・奨学金や給食費援助の拡充、教科書・教材等の生活面及び学習面に対する手厚い支援を講じること

また、児童生徒数の激変に対する教職員定数の弾力化と復興に向けた教職員の加配措置を行うこと

教職員への支援として、被災地において多くの教職員が住居を失っており、早急に住居を確保するため、被災地及び被災地周辺地域の既存の教職員住宅等の改修費用の財政措置を講じるとともに、自らも被災するなど厳しい環境の中で、児童生徒の指導に当たっている教職員に対する心のケアのため、カウンセラーの派遣に要する経費等の財政措置を講じること

文教施設の災害復旧に対する手厚く迅速な財政支援と柔軟な対応を行うこと

10 被災市町村に対する人的・財政的支援

陸前高田市や大槌町等、庁舎の大規模な損壊や職員の被災等により、行政体制や行政機能に支障が生じている市町村に対して、他の

自治体から職員を派遣するなどの人的支援体制を全国レベルで講じるとともに、庁舎、備品等の整備に対する財政的支援を行うこと

11 防災・消防に係る施設・設備の早期復旧等

壊滅的な被害を受けた、防災行政無線等の防災関連情報システムなど、地域防災の基盤となる防災施設・設備を早期に復旧するため、全面的な支援を講じること

また、甚大な被害を受けた消防庁舎や消防車両、消防資機材等の消防施設・設備を整備し、一日も早い消防力の復活を図るため、手厚い財政的支援を講じること

併せて、消防救急無線のデジタル化の移行期限の延長と無線のデジタル化に係る市町村負担の大幅な軽減を行うこと